

★ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（規則第四十五号）（総務課）

一 改正の要旨

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮を拘禁刑に改めるなど、次の規則について必要な規定の整理を行った。

- 1 広島県吏員恩給条例施行細則
- 2 広島県恩給給与細則
- 3 広島県青少年健全育成条例施行規則
- 4 広島県自然環境保全条例施行規則
- 5 災害救助法施行細則
- 6 介護保険法施行細則
- 7 広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則
- 8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則
- 9 通訳案内士法施行細則
- 10 建築士法施行細則

二 施行期日

令和七年六月一日

★ 広島県医師育成奨学金貸付規則の一部を改正する規則（規則第四十六号）（医療介護基盤課）

一 改正の要旨

広島県医師育成奨学金の貸付の条件となる従事すべきこととしている医療機関を見直すため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和六年十二月二十三日